明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三一）　二
〔省令〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五三）　二
〔告示〕
○地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件（総務一七九）　二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（同一八〇）　三
○除籍の一部が滅失した件（法務八九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同九〇）　三
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一六八）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働一九二）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同一九三）　五
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一九四）　六
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同一九五）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品の一部を改正する件（同一九六）　六
○保安林の指定をする件（農林水産七七九～七八九）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七九〇～七九七）　八
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
復興庁　出入国在留管理庁　九
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）関係　二七
会社その他　二七